高知県立消費生活センター

地域見守り情報



クレジットカード会社からの請求書に要注意!

クレジットカードがあると、手持ちの現金がなくても後払いで買い物ができて便利です。 しかし最近、「クレジットカード会社の請求書を確認したところ、身に覚えのない利用履歴がある」など、クレジットカード会社から利用した覚えのない請求があった、不正利用かもしれないという相談が県の消費生活センターに寄せられています。利用明細は必ず確認しましょう。

【県内事例 1】クレジットカード会社から請求書と振込用紙が一体になった圧着ハガキが届いた。請求金額は数千円だが、心当たりがない。そもそも、請求されたクレジットカード会社のカードは持っておらず、使用できるはずもない。ハガキに問合せ電話番号が記載されているが、連絡はしていない、どうすればよいか。 (契約当事者 70代 男性)

【県内事例2】昨日、クレジットカード会社から請求書が届いたので確認したところ、先月の2週間ほどの間に身に覚えのない利用履歴があった。請求された10万円弱の利用には覚えがなく、家族も心当たりがないと言っている。不正利用の可能性も考えられる。自分は払いたくない、どうしたらよいか。 (40代 男性)

アドバイス

- ●クレジットカード会社の利用明細は必ず毎月確認しましょう。また、クレジットカードを利用した際の伝票や注文確認メール等は保管しておき、日付や金額等を利用明細と突き合わせて確認しましょう。また、利用明細には、店舗名とは異なる記載がされていることもあります。
- 自分に覚えがなくても家族がカードを利用している可能性もあるので、家族にも確認してみましょう。
- 不正利用が疑われる場合は、早急にカード会社に連絡しましょう。
- 紛失や盗難で第三者に悪用された場合に、署名がないと本人の過失とみなされ、 補償対象外となることがあります。必ず裏面に署名をしましょう。
- 不審に思うことがあれば、消費者ホットライン「188 (いやや)」に電話をしましょう。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999